

あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準

(総則)

第1条 この基準は、あきる野市が発注する工事又は製造の請負契約及び委託契約等（以下「市発注工事等」という。）に係る有資格者（あきる野市契約事務規則（平成7年あきる野市規則第38号）第34条の規定により指名業者登録名簿に登載された者）に対し、指名の公正と契約の厳正な執行を確保するため、指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止措置基準)

第2条 指名停止の措置基準は、別表のとおりとする。

(指名停止の手続)

- 第3条 市長は、別に定めるあきる野市競争入札等審査委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、指名停止の措置を行うものとする。ただし、特に必要があるときは、市長は委員会の協議を経ることなく、有資格者について指名停止の措置を行うことができる。
- 2 有資格者の指名停止の措置を行う場合に情状酌量すべき特別な事情があるときは、別表各項に定める指名停止期間の短期の2分の1まで停止期間を短縮することができる。ただし、極めて悪質なものについては、指名停止期間の長期の2倍まで延長することができる。
- 3 有資格者の行った行為が別表の措置要件に該当しない場合においても、市発注工事等の適正な施行を確保する必要があると認めるときは、当該有資格者に対して、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。
- 4 指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 5 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（当該指名停止について明らかに責を負わないと認められる構成員を除く。）についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(通知)

第4条 市長は、指名停止を決定した場合には、遅滞なく有資格者に通知し、改善措置の報告を徴することができる。

(指名停止の特例)

第5条 市長は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合は、契約について指名を行うことができる。

(その他)

第6条 この基準に定めがないものについては、その都度委員会の協議を経て、市長が定めることができる。

附 則

この基準は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

措 置 基 準	
措 置 要 件	期 間
<p>（粗雑工事）</p> <p>1 市発注工事等の施行に当たり、過失により工事、製造、委託等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>2 市発注工事等を除く工事、製造、委託等（以下「一般工事等」という。）の施行に当たり、過失により工事、製造、委託等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大と認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>3 第1項に掲げる場合のほか、市発注工事等の施行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>（公衆損害事故）</p> <p>4 市発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>5 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>（工事関係事故）</p> <p>6 市発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事、製造、委託等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>7 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事、製造、委託等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 か月以内</p> <p>2 週間以上 2 か月以内</p>
<p>（贈賄）</p> <p>8 次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（1） 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>（2） 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事又は製造の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる者以外のもの</p> <p>（3） 有資格者の使用人で前号に掲げる者以外のもの</p> <p>（不正又は不誠実な行為）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>9 前各項に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、工事の契約相手として不相当であると認められるとき。</p> <p>10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p>